

翌日以降受検する軽微な車検再検査に係る検査手数料を免除してほしい

(行政苦情救済推進会議の検討を踏まえたあっせん)

## 1 行政相談の受付等

- (1) 行政相談の受付日：平成 15 年 12 月 15 日
- (2) 行政苦情救済推進会議の開催日：平成 16 年 3 月 9 日
- (3) あっせん日：平成 16 年 4 月 21 日
- (4) 関係機関：東北運輸局（国土交通省）

## 2 行政相談への相談要旨

車検のため、午後 3 時 40 分に宮城運輸支局で受け付けし、自家用乗用車（小型車）の検査を受け、不良箇所を指摘された。当日中に再検査を受ければ改めて手検査手数料を納付する必要がないことから、早速、部品を交換して、午後 4 時 20 分に再検査に行ったところ、車検場のシャッターが下りており、5～10 分で再検査が終わると思うので受け付けしてほしいと頼んだが取り合ってくれなかった。

このため、翌日、改めて車検場で受付をして、検査手数料（1,400 円）を支払わなければならなくなった。

翌日以降受検する軽微な再検査については、検査手数料の支払を免除してほしい。

## 3 推進会議の検討結果

定期点検を受けずに車検を受ける場合には、再検査となるおそれがあることから、できるだけ早い時間帯で受検するよう周知の必要があり、また、車検受付時に、当日の午後 4 時までに再検査を受検しない場合は、別途、検査手数料が必要となる旨周知しておく必要があると考えられる。

さらに、整備業者の都合や夕方の交通渋滞などの事情を考慮すれば、遅い受付時間帯の受検者は当日中に再検査を受検できない可能性が高いことも考慮すべきである。

## 4 当局によるあっせん

国土交通省東北運輸局に対し、推進会議の意見を踏まえ、車検において、翌日以降の再検査については、新たに検査手数料が必要となる旨周知すること、再検査の当日の受付については、当日の勤務時間内であれば受け付けることとし、翌日の再検査の手数料の徴収を行わないこと等について検討を求めた。